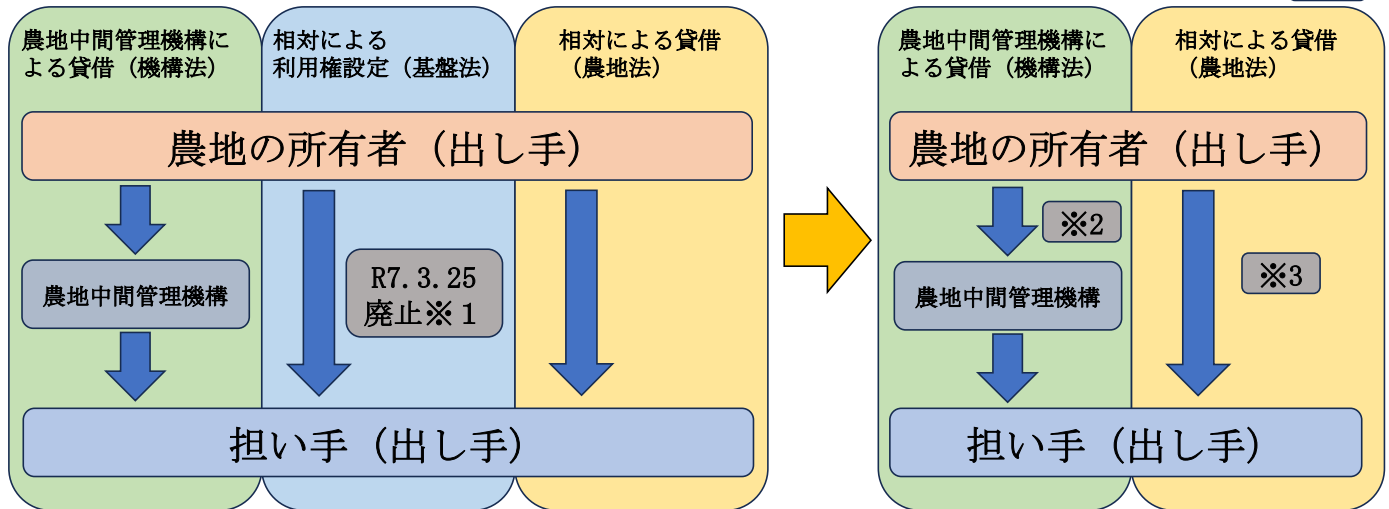


令和7年度より 農地の貸し借りに関わる手続きが変わります！

《これまでの賃貸借》

《令和7年4月以降》
地域計画策定後 ※4



- ※1 すでに利用権が設定されている契約については契約期間満了日まで有効です。
- ※2 農地中間管理機構による貸借（機構法）については口座振替のみとなっております。
- ※3 相対による貸借（農地法）での契約の場合は一筆ごとの登記事項証明書の提出をお願いします。
- ※4 書類の作成には時間がかかるため、あらかじめ担当に連絡をお願いします。

農地中間事業スケジュールについて

農用地利用集積計画等促進計画（地域計画に基づいた賃貸借）のスケジュールについては下記の通りとなります。令和7年度の新規受付分に関しまして、口座振替は1回目の締め切りまでが対象となりますのでご注意ください。2回目以降は令和8年度からの口座振替となります。

▼受付期間／令和7年 3月26日（水）～令和8年 1月9日（金）

▼切／1回目：令和7年 4月10日（木） 2回目：令和7年 8月 8日（金）
3回目：令和7年 9月10日（水） 4回目：令和7年10月10日（金）
5回目：令和7年11月10日（月） 6回目：令和7年12月10日（水）
7回目：令和8年 1月 9日（金）

▼手続きに当たっての留意点／

- ・手続きには時間がかかるため、あらかじめ下記担当までご連絡ください。
- ・売買に関しても上記のスケジュールで行いますのでご相談ください。